

参議院環境委員会會議録第七号

平成二十四年六月十九日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 松村 祥史君
理事 小西 洋之君
小見山 幸治君
北川 イッセイ君

委員 池口 修次君
奥石 東君
谷岡 郁子君
ツルシ マルティ君
徳永 久志君
舟山 康江君
小坂 憲次君
鈴木 政二君
谷川 秀善君
中川 雅治君
加藤 修一君
水野 賢一君
市田 忠義君
平山 誠君
亀井 亜紀子君

委員以外の議員

議員 福島みずほ君
荒井 広幸君
衆議院議員 生方 幸夫君
大谷 信盛君
近藤 昭一君
横山 北斗君
田中 和徳君
吉野 正芳君

環境委員長代理 江田 康幸君
国務大臣 経済産業大臣 枝野 幸男君
環境大臣 細野 豪志君
国務大臣 事務局側 常任委員会専門員 山下 孝久君

政府参考人 内閣府原子力委員会委員 尾本 彰君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○原子力規制委員会設置法案(衆議院提出)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松村祥史君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

原子力規制委員会設置法案外一件の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府原子力委員会委員尾本彰君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松村祥史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松村祥史君) 原子力規制委員会設置法

案及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件の両案件を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小坂憲次君 おはようございます。自由民主党の野田総理が大飯原発三号機、四号機の再稼働を

決断する中で、ようやく参議院において原子力規制委員会の審議がスタートをいたしました。この関連においては、内閣法と議員立法がそれぞれ提出された後に、自公民の三党が協議を重ね、閣法としての法案提出に至った。この経過において、実務に当たられたそれぞれの皆さんの御努力と、そしてその御見識に対して心から敬意を表し、感謝を申し上げたいと思っております。

また同時に、この委員長提案を受けて、大臣におかれては、この運用に対してこれからこの委員会を通じていろいろな発議者の意思、また質問を通じて国会としての意思が示されるわけでありまして、それを十分尊重していただいてその任に当たっていただきたいとお願いを申し上げます。

しかし、昨日の委員会においても指摘がありましたが、なぜこんなに急に会期末土壇場になって慌ただしく委員会を開いてこの法案を上げていかなければならないのか。これだけ重要な法案というところに鑑みますと、なぜなのかという思いもあるわけでございまして、まず最初に、これはこの目的にありますように、国民の原子力行政に対する、規制行政に対する不信任、不安というものを払拭するためにこの法案があるということも書いてあります。国民に信頼される原子力規制組織の

在り方、そしてまた、なぜ国民の信頼を失ったかという、その理由とこれに対する認識を発議者また大臣双方にお聞きをいたしたいと存じます。

では、まず大臣の方からお願います。

○国務大臣(細野豪志君) 衆議院の方でそれぞれの提案者の皆さんが大変な御努力をいただきました。そこで、ここまで案をまとめていただきました。そのことに関しては、私からも心より感謝を申し上げます。

もちろん、しっかりとした充実した審議をしていただくというのは国会の基本でございますので、そのことは前提としつつ、でき得る限り早く新しい規制組織を誕生させたいという、そういう思いがございまして。

恐らく、規制組織が誕生する場合の最初の仕事というのは、地域の防災計画にしっかりと取り組むということだろうと思っております。これまでの法制度ですと、原子力の防災指針というのは法定化されておりましたので、これを法定化をしてしっかりとした国としての方針を打ち立てる、そして、それに基づいてそれぞれの地域でやはり災害にしっかりと備えていただくことが必要になってまいります。

原発というのは、稼働していてもいなくても一定のリスクを伴います。そのことを考えた場合に、去年の三・一一から一年以上たっている中で、そうした地域の取組というのが十分にできていないという、この問題を非常に切実に私は必要性を感じているところでございます。

そのほかにも、今回の法案の中に入っているものでいいますと、東京電力の福島第一原発が非常に深刻な事態になっているわけですが、昔原子力発電所では廃炉に向かっていた作業を進めていたということになるわけですが、あの施設に対する規制をしつかりとした強化したものにしよう

する健康の問題を含めて様々な対応をし得るような法的な整備をしていただきます。したがって、その意味で、政府全体で原子力防災会議という形で備える場合に事務局機能を担い得るというのがまず一つの理由であります。

そして、二つ目の理由といたしまして、これはどちらかというと消極的な理由でありますけれども、いわゆる防災というものと原子力の災害というのは性質が全く異なります。

昨年、私、原発事故を経験しましたが、災害対策本部がやっていったことと原子力災害対策本部がやっていったことは全く異なります。前者がやっていったことは、それこそ避難をさせていただいて、そして食料を配ったり、またしばらくしたら仮設住宅を建てるなどの対策をずっと継続してやっていました。一方で、原発本部の方でやっていったのは、線量についての様々な基準を作ったり、またそれを皆さんに御説明をしたりということにほとんどの時間を費やして、これ質的に異なるわけですね。

特に、我が国は昨年大きな原発事故を経験しましたので、その備えは相当集中的にやらなければなりませんので、その専門的な、少なくともスタッフも含めて体制をつくれるという意味で環境大臣が望ましいのではないかと考えたのが二つ目の理由です。

そして、三つ目の理由は、先ほど江田委員もおっしゃいましたが、連携の強化です。やはり、原子力規制委員会、オンサイトで様々なことを決めていく、オフサイトについても考え方を示すこの原子力規制委員会と、そして防災会議というのは密接にこれは連携をしなければなりません。これも事故の教訓です。

そのことを考えた場合、私が若干心配をしておりますのは、三条委員会として独立をしたこの規制委員会と、そして内閣府の下に置かれる防災会議というのは位置付けは全く異なりますから、本当に密接に連携できるんだらうかというところにあるわけですね。私も政府案は、それは元々一

緒にやった方がいいだろうということで、規制庁ということとで一体とした行政組織を考えておったんですが、これでは、それこそ規制委員会で全部やるということになってまいりますと、独立をしていますから政府全体で対応できないということとで防災会議は分けたという、こういう経緯がございます。

したがって、環境大臣は、防災会議については直接的な様々な関与ができます。そして原子力規制委員会については、独立をしていますから中身には関与はできませんけれども、実際は環境省というところに置かれますので、例えば、予算の要求は少なくとも形式的に環境大臣が財政法上やらなければならなかったり、様々な取組について、オフサイトでやることを反映してオンサイトでこういうことが必要なんではないかというような話は委員長との間ではできると思うんです。ですから、そのつなぎ役もやるという意味では、私は、環境大臣というポジションが最もその役としてふさわしいのではないかと考えております。

○加藤修一君 今、大臣からお話を伺ったんですが、決まらずに決まらずと落ちる話じゃないと。今日は時間がないからあれですけども、明日時間がありますのでまた取り上げたいと思います。これは事務局長に環境大臣がなるわけですね、事務局長に。それから、そこに職員がいるわけですけども、職員はどこから何人来るかという話も、これは非常に関心事であります。それから、原子力基本法の一部改正、この中には、一つは原子力規制委員会が入ってまいります、もう一つは原子力防災会議がこの原子力基本法の中で位置付けられていると。先ほど若干話がありましたけれども、力関係というのはどうなるかというのは非常に我々は注目しているところなんです。そういう面も含めて、明日時間があれば、こういう面についても是非質問をさせていただきたいと思います。

時間が参りましたので、終わります。
○水野賢一君 みんなの党の水野賢一です。

今度できる原子力規制委員会は非常に独立性の高い委員会になるわけですね。だからこそ、昨日からの質疑の中でも、それに対して、独立性が高過ぎて暴走しちゃうんじゃないかという議論がある一方で、まだまだ独立性不十分じゃないかという声もあるわけですが、いずれにせよ、現状に比べれば独立性が高まること自体は事実なわけですね。

そうすると、じゃ、その委員の人たちがどういう人選になるのかということが極めて重要になるわけですね。その人選に当たっては、昨日の質疑を聞いてみると、原子力規制委員に就任できる人、できない人ということについてガイドラインを作るといふふうにおっしゃっていたわけですね。

法案を見ると、法文の中ではこれ第七条ですが、第七条の中に、何か禁錮刑以上の人とか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者とか、そのほか原子力のいろいろな関係のある人、駄目と書いてあるわけですが、そういうことだけじゃなくて、多分それを補足するという意味でガイドライン作るといふ話なんだろうが、ガイドライン、どこが作るんですか、提案者。

○衆議院議員（近藤昭一君） 御指摘いただきまして、ガイドラインにつきましましては、内閣官房においてこれを作るということでございます。

○水野賢一君 結局、だから政府が作るわけですよ。つまり、これは政府が作るわけだけれども、政府が勝手に今から作っちゃ困るわけだけれども、そうすると、じゃ、細野さんでいいですけども、細野大臣、このガイドラインというのはどういうようなものになりそうなのかということ、政府が作るわけですからちよっとお聞きしたいと思えますけれども、どんな内容でいつごろ作るんでしょうか。

○国務大臣（細野豪志君） 今まだ国会審議中でありまして、通していただいた後にガイドラインについては検討しなければならぬというふうに思っています。

できるだけしっかりとした組織をつくるためには、委員そのものの任命についても余り時間を掛けずに任命させていただいて、そして準備を始める必要があります。ですから、ガイドラインはその委員を選ぶガイドラインですから、その前にお示しをするということになるかと思えます。

○水野賢一君 しかし、早急に作るという中で、政府が作るときに、これ自体議員立法なわけですから、立法者の意思というものがあつて、程度反映していただかないと困るわけであつて。これ、そもそもそんなガイドライン作るんじゃないことを法文上どこか規定されているんですか。これは提案者に聞きたいんですけど。

○衆議院議員（近藤昭一君） 特に明確な規定はないわけですが、この間、大臣の答弁等々、また、やはりこの法案の趣旨としても、一条のところの目的を達するために、また全体ではきちつと中立性が保たれる、そういう仕組みの中でこの法案ができていくわけでありまして、そういう必要性は協議の中では考えてきたということでもあります。

○水野賢一君 要は、今答弁にあつたように、明文的にそんなガイドラインを作るなんという規定はないわけですよ。法案にないものを後から政府が勝手な基準で作られちゃ困るというふうに思いますけど。

じゃ、提案者に聞きたいんですけど、そのガイドラインのラインというのはどの程度になるのか、やつぱり立法者の意思として示しておく必要があると思うんです。だから、昨日の国会答弁でも生方衆議院環境委員長が、原子力力村にかつて属してどつぱりつかつた人たちが委員になる、委員長になるということは考えられないというふうにおっしゃっていますよね。

そうすると、それ自体は結構なことなんです。要は、この法案の七条にもいろいろと書いてあることというのは、つまり原子力関係者たちは駄目よみたいなことは確かに書いてあるんですけど、これを見ると、法文だけ見ると現在のこのこと

ように見えるんですけど、これは現在だけじゃなくて過去もそれに準ずるといふ、法文上は現在のことを書いてるように見えるけれども、過去も準ずるといふ理解でよろしいのでしょうか。誰でもいいですよ、提案者ですから。お見合ひしないで、お願いします、早く。あれだったら止めてください。

○委員長(松村祥史君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(松村祥史君) 速記を起こしてください。

○衆議院議員(近藤昭一君) 済みません、遅くなりました。

○水野賢一君 分かりました。

それで、一方で、この法案の九条には原子力規制委員会の委員が罷免される場合も書いてありますよね。これは要するに、職務の義務違反とか心身の故障のためというようなときは、これは国会同意人事だから、国会で一回同意したものは国会の了承も得た上で罷免というふうになっていますが、その九条の一項の方ですね、九条の一項の方を見ると、七条七項各号のいずれかに該当するときはこれを罷免しなければならないというように、国会同意のことは書いてないんですよ。要は、もつと分かりやすく言うと、そうすると、原子力規制委員の人が同時に後から例えば東電とか、まあ東電じゃなくてもいいんだけど、電力会社の顧問とかになってお金をもらうようなことがあったらもう即罷免と、九条一項の方で罷免できるという、そういう理解でよろしいですか。

○衆議院議員(近藤昭一君) 法の組立てといたしましては欠格事由に該当するときにということでございます。

○水野賢一君 だから、今までの質疑からすると、例えば、当然、委員が、規制委員がですよ、東京電力の顧問みたいなことになって顧問料をもらうみたいになったら欠格事由に該当すると思えますよね、普通、どう見ても。そうすると、そう

いうときは国会の承認とかを得ずもう即罷免できるといふ、そういう理解でよろしいですか。

○衆議院議員(近藤昭一君) 今、水野委員が御指摘になったところは、書き込まれた欠格事由ということ、欠格事由の中に原子力事業者などやその役員、その従業員、欠格事業者などの団体の役員、その従業員というところで書かれているわけですが、両議院の同意を得て罷免が可能だということだと。

○水野賢一君 いや、それ、ちよつと細かい話で申し訳ないけれども、今、近藤さんは九条二項の方の、つまり両議院の同意を得て罷免という方だけ読んだけれども、欠格事由に該当したんだから、一項の方の同意人事になくても罷免できるんじゃないですか、どうなんですか。

○衆議院議員(近藤昭一君) 失礼しました。

今の水野議員が指摘なさったところは九条の二項に該当するということで、両議院の同意を得て罷免可能だということでもあります。

○水野賢一君 ちよつと、余り細かい話なので、後でまた整理させていただければと思いますが、あしたも質疑ありますからあしたも伺いますが、要は何を言いたいかということ、これだけ原子力村との関係を絶たなきゃいけないという話をしていの中で、今まで絶てていなかったということがあって、それが今も現在進行形だからこそちよつと質問しているんですが、要するに原子力委員会の方ですね、今度つくる規制委員会じゃなくて、原子力委員会には、今年の三月まで東京電力から毎月百万円ぐらいのお金を顧問料としてもらっていた人が今も原子力委員会の中にいるわけですよね、今日もおいでの尾本さんか。

これ実は、私も不明を恥じるとしか言いようがないんだろうけれども、私自身も、原子力委員会に東電出身者がいるのは知っていたんですけれども、まさか委員でいるながら同時並行的に東電から顧問料を同時にもらっているなんていうことは夢にも思わなかったですから、そんなことが行われているとは夢にも思わなかったんだけど、ど

うもそういう話なんで、この前、四月十七日の環境委員会でも尾本さんを呼んで質問したら、去年の三・一一以降も今年の三月まで顧問料を受け取ったと本人が認めているわけなんです。

細野大臣、これ、そういう質疑のときは細野大臣も委員会に出席していらつしやいましたから、その質疑は聞いていらつしやったと思いますけれども、大臣御自身はそれ以前から、その質疑のときに尾本さんが認めた前から、この尾本委員が顧問料を東電からずっと震災以降も、原発事故以降ももらい続けていることは、これは御存じだったですか。

○国務大臣(細野豪志君) そのことは知りませんでした。一方で、ちよつと私も過去をひもといて見てみたんですけども、御指摘、水野委員から度々いただいておりますので、尾本委員は非常勤なんです。非常勤の人の場合はほかから報酬を得ることを完全に否定できませんので、皆さん生活がありますから、それを認めているわけです。そして、尾本委員は原子力委員に就くときに、肩書として東電顧問というのを出して国会で承認をいただいたという経緯があるようなんです。

そこは給料をもらっているのかどうかとかいうまで全部書かれているわけではないんですけども、東電顧問という肩書で非常勤だということ、東京電力からお金をもらっていることもあり得るという推定は当時本当は働かせるべきで、そこは多分私も含めて、余り皆さん、当時は深い関心を持たずにやり過ごしてしまつたという面があつたんだろうと思うんです。

ですから、国会の同意人事というのは、正直言うところとそこまできちやちやついていなくて、認められれば後はそのままやれるという仕組みだったということですので、今、水野委員がいろいろと厳しい問題提起をされているのは、我々も、もう時代が変わつたんだということをはっきり認識してこれからのことに当たらなければならぬのではないのかと感じております。

○水野賢一君 だから、私も、最初に同意人事等々あつた中で私自身も不明を恥じなきゃいけないというふうに思いますけれども、大臣も、ですからこの質疑なんかの前には尾本さんが東電から顧問料をもらっていたということまでは知らなかつたという話ですけども、知つた以上、やつぱりそれは原子力を担当する大臣として、いかに何でも、今の話のように非常勤なんだからほかから報酬もらうことはあり得るんだといつても、それが何で東京電力なんだというのは、それは誰もが思う疑問ですよ。

このことは度々議論していますけど、細野大臣は一貫して、大体、気持ちは水野委員が言うことは分かるけれども、そうはいっても、一回国会で同意されている以上、大臣として辞任しろというふうには言えないと、まあそういうお話ですよ。そのことは私は不満ですけど、大臣の答弁に対して一定の理解はしますけれども、辞任は求められなくても、少なくとも情報開示として、どれだけ金額をどれだけの期間、尾本氏がもらっていたのかとかは、そういう情報開示ぐらいは求めていくことはできるんじゃないですか。そういうことは、大臣、原子力委員に対してそういう開示を求めていくのはどうですか。

○国務大臣(細野豪志君) 実は、独立した委員会と担当大臣の関係というのは実に悩ましいところがありまして、私もこれまでも悩んでまいりましたし、今も悩みがなかなか解決をしないという面がございます。

かつて、七月、八月辺り、私、五つ委員会を担当してまして、公取も含めて、原子力委員会、原子力安全委員会、食品安全委員会、消費者委員会と、それぞれ個性があるわけです。中身について関与することは求められないけれども、逆に委員会によつては非常に助言を求めてくる委員会もあるわけですね。それをじゃ袖にできるかって、それはできませんので、そういう場合は、政府全体ではこうなので、こういうことを考えてくださいというのをサジェスチョンをするというよう